

令和8年度寒河江市新規就農者定住促進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市で新たに農業を営む就農者を支援育成し、もって定着することを目的として、新規就農者の賃貸住宅の家賃の一部を助成することに対し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とし、交付対象者、補助採択要件等、補助金の額、交付対象期間等は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規就農者住宅支援事業（別表第1）
- (2) 農業研修生住宅支援事業（別表第2）

(補助金等交付申請書)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、それぞれ別表において、市長に提出しなければならない。

- (1) 新規就農者定住促進支援事業事業計画書（様式第1号）
- (2) 市税等の納付状況の調査に係る同意書（様式第2号）
- (3) 初回申請時に限り、転入後の住民票の写し（世帯員全員のもの）及び、戸籍の附票の写し（世帯員全員のもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助事業等実績報告書)

第4条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次

に掲げるとおりとする。

(1) 新規就農者定住促進支援事業事業報告書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第5条 補助金の交付は、4月分から9月分までを10月に概算払として、10月分から3月分までを翌年度の4月に精算払として支払うものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする交付対象者は、令和8年度寒河江市新規就農者定住促進支援事業費補助金精算（概算）払請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（申請内容の変更）

第6条 交付対象者は、第3条の申請内容について、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに令和8年度寒河江市新規就農者定住促進支援事業変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(1) 賃貸住宅を変更するとき。

(2) 家賃の額を変更するとき。

(3) 助成期間を変更するとき。

（補助金の返還）

第7条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を返還させることができる。

(1) 虚偽又は不正な申請により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助採択要件を満たさなくなったとき。

(3) その他市長が補助金を返還させることが適当と認めたとき。

（補助金返還の免除）

第8条 交付対象者は、次の各号のいずれかの事情により前条第2号に該当することとなった場合で、補助金の返還の免除を希望するときは、返還免除申請書

(様式第8号)を提出しなければならない。

(1) 病気や災害など、交付対象者の責に帰することができない事由により、就農及び定住ができなくなったとき。

(2) その他市長が特に認めたとき。

2 市長は、前項の規定により返還免除申請書が提出された場合で、その内容が適当であると認められるときは、補助金の返還を免除することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 新規就農者住宅支援事業

<p>交付対象者</p>	<p>新規就農者で、将来とも寒河江市に在住し、中核農家として期待できると市長が認めた者で、市税等の滞納が無い者（納税相談をしている者を含む）。</p>
<p>補助採択要件等</p>	<p>次の要件の全てを満たす者に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初回申請時点において、市に転入する直前に、市外に在住していた期間が連続して1年以上あり、市外からの転入後1年未満の者で、市内の賃貸住宅に居住していること（親族所有の賃貸住宅を除く）。 ・ 初回申請時点において、年齢が50歳未満であること。 ・ 本市において認定新規就農者に認定された者で、市内に農地があり、農業で生計を営む者であること。 ・ 転入後5年間寒河江市内に定住し、農業に従事することが見込まれること（研修期間を含む）。
<p>補助金の額</p>	<p>賃貸住宅の家賃月額に2分の1を乗じて得た額又は月額4万円のいずれか低い額（1,000円未満切捨て）に、光熱水費として1月当たり5,000円を合算した額。</p>
<p>交付対象期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度分を含み、交付開始から延べ60月を上限とする（研修時に交付を受けていた場合はその期間を含む）。 ・ 交付対象期間の始期は、就農開始及び転入月以降で、住宅賃貸契約期間中交付決定をした年度の属する初めの月とする。
<p>その他（確認書類）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回申請時に、転入後の住民票の写し（世帯員全員のもの）及び戸籍の附表の写し（世帯員全員のもの）を提出すること。

別表第2 農業研修生住宅支援事業

<p>交付対象者</p>	<p>市内の農業者が雇用就農資金を活用して雇用し、研修を受ける者、または、市内の農家等で新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等（以下「就農準備資金等」という。）を活用し、研修を受ける者で、将来とも寒河江市に在住し就農が図られると市長が認めた者で、市税等の滞納が無い者（納税相談をしている者を含む）。</p>
<p>補助採択要件</p>	<p>次の要件のすべてを満たす者に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初回申請時点において、市に転入する直前に、市外に在住していた期間が連続して1年以上あり、市外からの転入後1年未満の者で、市内の賃貸住宅に居住していること（親族所有の賃貸住宅を除く）。 ・ 初回申請時点において、年齢が50歳未満であること。 ・ 市内の農家等で雇用就農資金または就農準備資金等により1年以上の研修を受けること。 ・ 転入後2年間市内に定住し、農業に従事すること。
<p>補助金の額</p>	<p>賃貸住宅の家賃月額に2分の1を乗じて得た額又は月額4万円のいずれか低い額（1,000円未満切捨て）に、光熱水費として1月当たり5,000円を合算した額。</p>
<p>交付対象期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用就農資金または就農準備資金等による助成対象期間を上限とする。ただし、研修終了後1年以内に本市で農地を取得し就農する場合、交付期間の開始から述べ60月まで延長することができる。その場合、別表第1の要件に移行するものとする。 ・ 交付対象期間の始期は、就農開始及び転入月以降で、住宅賃貸契約期間中交付決定をした年度の属する初めの月とする。

その他（確認書類）	・初回申請時に、転入後の住民票の写し（世帯員全員のもの）及び、 戸籍の附表の写し（世帯員全員のもの）を提出すること。
-----------	---